

平成26年12月12日

三学年保護者 各位

沖縄県立浦添高等学校  
校長 高安 直

### 生徒の交通安全に関するお願い

歳晩の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素より本校の教育活動へ多大なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

三学年では、上級学校合格や就職等、多くの進路決定の報告が聞こえてくる季節となりました。また、これから入試や採用試験に臨む生徒にとりましては、最後の追い込みとなる大切な時期を迎えております。卒業まで3か月あまりとなりましたが、全員が残り少ない高校生活を有意義に過ごしていけるよう職員一同これからも生徒たちを支援していきたいと考えております。

さて、標記の件につきまして、近頃、「学校で授業のある時間帯に自動車学校に通い、運転免許を取得している生徒が見受けられます。」という情報がありました。先日、本校職員が自動車学校へ出向き、「授業のある時間帯に本校の生徒が配車を希望した際には、ご注意くださいいただきますようご協力ください。」とお願いをしてきたところです。

本校では、交通事故から生徒の身を守るため、下記のような規定を設けており、免許取得については、冬休みや進学・就職準備期間等の長期の休みの際のみ許可をしております。ご家庭におかれましてもその趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力をお願いいたします。

さらに、免許取得直後、運転初心者であるにもかかわらず友達同士でドライブすることは危険な行為です〔下記第2条にあるとおり、未成年者(高校生)が運転する車両への相乗りは禁止となっております〕。このような申し出がお子様からある際には、車両の貸し出し等、決してなさないようご協力願います。

### 記

#### 生徒の交通安全に関する規程

第1条 オートバイおよび乗用車等の運転は原則として禁止する。但し、保護者が家業手伝、その他登下校以外で必要と認める場合は、保護者同意の上、車両運転免許取得届出を学校長に提出する。

**第2条 未成年者、無免許者、他校生の運転するオートバイおよび乗用車等への相乗りは禁止する。**

第3条 自転車通学をする者は、あらかじめ学校長に届出なければならない。

**第4条 運転免許を取得するための欠席、欠課は認めない。**

第5条 当規程および交通法規に違反した者は次のような措置をする。

- (1) 第1条、第2条の違反者は1回目より懲戒指導の対象となる。
- (2) スピード・飲酒・無免許等の交通三悪には職員会議で判断する。

第6条 オートバイ、乗用車等の拾い車は厳に慎まなければならない。